

URL: <http://www.hijokin.org>
 email: sodan@hijokin.org
 郵便振替 00950-2-203528
 [関西圏大学非常勤講師組合]

非常勤の声

委員長:新屋敷 健
 email: BQE06513@nifty.ne.jp
 〒542-0012 大阪市中央区谷町
 7丁目 1-39-102 大私教気付

<目次>	p.1 甲南大パワハラ問題解決	p.2-3 龍谷大学で待遇の改善
	p.2 第5回組合総会開催される	p.3 大阪産業大学で賃金未払い分支払い

甲南大学パワハラ問題が解決！

すでに昨年の「非常勤の声」でもお知らせしていましたが、甲南大学で6年前から専任教員Bによって複数の非常勤講師へパワーハラスメントが行われていました。被害者の一人である組合員Aさんの訴えにもとづいて、組合が大学側に調査と適正な処分を要求し、2007年2月の団体交渉で、大学側は調査委員会による調査を約束していました。その最終報告が、2008年3月に組合とAさんに対して行われました。

大学は、非常勤講師Aさんの申し立てをすべて事実として認め、Aさんに謝罪するとともに、この専任教員を懲戒処分しました。また、一連のパワハラ被害者であり、今回の調査に協力をしてくれた元非常勤講師の人たちに対しても、文書で報告と謝罪を行いました。

また、再発防止策として、以下の3点を確認しました。

1. 非常勤講師との話し合いの席には可能な限り第三者に同席してもらうこと。
2. 「減ゴマ・雇い止め」もしくは「減ゴマ・

雇い止めを連想させる表現」(たとえば「いっしょに仕事ができない」とかいった表現)を不用意に用いないこと。

3. 減ゴマ・雇い止めを非常勤講師にお願いしなければならない事態にいたった場合には、教授会に諮り、非常勤講師にその理由を十分に伝えた上で了解を求め、処理を進めること。

またAさんに文書で謝罪するよう専任教員Bに指導することも約束しました。

専任教員が恣意的な基準で非常勤講師の担当コマ数を増やしたり減らしたりすることから生じる減ゴマ・雇い止めのトラブルが絶えません。またそうでなくても、非常勤講師は1年契約だから、好きなように減ゴマしてもかまわないと勘違いしている専任教員もいるようです。大学は、大学教育が非常勤講師によって成り立っていること、非常勤講師にも生活権があることに考慮し、複数年以上契約を更新していれば、非常勤講師といえども、好き勝手に減ゴマしたり雇い止めにしたりすることはできないことを、専任教員にきちんと教育する責任があります。(文責・内藤)

雇い止め・減ゴマ・その他なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

第 5 回組合総会開催される！

3月18日、エルおおさかで第5回組合総会が開催されました。議長を選出した後、新屋敷執行委員長から、昨年の総会で新体制に移行後の活動について組合員から率直な意見交換をおこない今年度の活動に生かしたいとの開会のあいさつがおこなわれました。次いで大阪私大教連書記長、首都圏大学非常勤講師組合委員長、東海圏大学非常勤講師組合書記長から来賓のあいさつがありました。

書記長から07年度の活動報告と08年度活動方針、会計責任者から07年度の会計報告と予算案が提案され、意見交換のあと全員の賛成によって採択されました。今年度の方針として全国協議会の結成をめざすことなどが

確認されました。最後に新執行委員の選出が行われ、新しい執行委員4名を含む12名の執行委員が選出され、総会を終了しました。

総会終了後、「非常勤問題のツボ」というテーマで学習会がおこなわれました。「非常勤講師と大学との契約はいつの時点で成立したといえるか」について参加者に答えてもらい、組合から法的解説がおこなわれ、それについての意見交換がおこなわれました。

なお、4月19日に開催された第1回執行委員会で三役として以下の4名が選出されました。

委員長：新屋敷健、書記長：江尻彰

副委員長：内藤義博、長澤高明

(文責・江尻)

龍谷大で待遇の改善！！

2月29日に龍谷大学と定期交渉をおこないました。以下はその結果報告です。

【給与改訂】現行のDクラス(27,400円)を廃止し、Cクラス(28,300円)を最低クラスとする。これにより、非常勤担当全コマ数1897のうち、683.55コマがCへのアップとなる。近い将来、ランク自体をなくす予定(一本化)。

【雇用の安定化】次年度の契約については、カリキュラム・時間割作成により、どうしても12月になってしまうが、カリキュラム改革など大幅に条件を変更する場合は、「苦情処理と事前協議に関する申し合わせ」にもとづき、事前に知らせる。非常勤担当コマ数は、08年度は

1937コマで、07年度より40コマ増。

【派遣・業務委託等のアウトソーシング】派遣・業務委託等の形態をとらないよう努力する。外国語科目は、派遣・業務委託形態は今もとっていないし、今後とらない。コンピュータを使用する科目で、企業にサポートしてもらっている場合がある。

【無料健康診断実施要領】講師控室に掲示するほか、個々のメールボックスにお知らせを入れている。給与明細にも実施要領を表示している。現行の実施日は3~4日だが、日数をこれ以上増やすことは考えていない。

雇い止め・減コマ・その他なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール：sodan@hijokin.org(随時)

【控室の改善】作業用机を配置した。個人用ロッカーは、08年度からは全員が使用できるようにした。

【その他】①08年度から、英語の再履修クラスの人数を減らす。②委嘱状の渡し方については各学部にて任せてあるが、メールボックスにいれるなどというような失礼なやり方は改める。③やむをえない理由で非常勤講師の減コマを行なわなければならないとき、本務校のな

い非常勤講師を優先的に残すことを各学部教授会に通知する(通知は「通達」であって、強制力がある)。

【コメント】賃金体系のDクラスをなくすことによって、実質的にかなりの賃上げがなされたこと、および上記③のように、通達という形で専門非常勤の雇用を守ろうという姿勢を示されたことを高く評価したい。(文責・長澤)

大阪産業大で賃金未払い分、支払い！！

大阪産業大で大学の給与規程以下で雇用契約していた非常勤講師に対し昨年にさかのぼって賃金未払い分が支払われることになりました。

大阪産業大では2007年4月から従来の非常勤講師の賃金体系を改善し、一定以上の勤続年数によって賃金がアップすることに変更しました。非常勤講師のAさんも昨年度で勤続15年以上となり、給与規定ではCランクからBランクにアップするはずでした。ところが大学は給与体系の変更の際に非常勤講師に履歴書の提出を求めてきました。Aさんは、それを提出しなかったためCランクのまま据え置かれました。今年もCランクのままの契約書が送られてきて、初めて本人が規程と違っていることに気がつきました。さらに昨年からはBランクであったことにも気がつきました。これは、おかしいと思い組合に相談にきました。

組合はAさんと一緒に枚方にある大阪北

労働基準監督に相談に行きました。労基署は、労働基準法でも労働契約法でも「就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合においては無効となった部分は、就業規則で定める基準による」との規定があり、大学の給与規程以下の賃金契約は無効になると思われる。民法では1年以内に申し出ると時効は成立しないので4月中に申し出れば昨年にさかのぼって支払われる可能性が大きいと回答しました。

労基署のこの回答をもとにAさんが大学側に申し出ると、大学はAさんの昨年の賃金未払い分を支払い、今年の雇用契約を変更することになりました。

非常勤講師の皆さん！このような大学の給与規程以下の賃金でうっかり雇用契約書にサインしていても、それは無効ですのでただちに大学に申し出てください。

(文責・江尻)

雇止め・減コマ・その他なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:sodan@hijokin.org(随時)

組合学習会の案内

非常勤講師組合は労働契約法、改正パート労働法についての学習会を以下の要領で開催します。講師は本組合員で先の京都市長選挙で健闘した中村和雄弁護士です。組合員はもとより組合員以外の方の参加も可能ですので多数ご参加ください。

テーマ「労働契約法、改正パート労働法について」

講師 中村和雄弁護士

日時 7月12日(土) 午後2時から

場所 エルおおさか 南館71号会議室

愚痴っていても何も変わらない 自らの権利を主張しない者を守る法律はない 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専門非常勤講師の95%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-234-2846)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所(-)		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)		

組合費：10000円/年(年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費：1口1000円/年(3口以上の協力をお願いします)